

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 障がいのある学生への修学支援ガイドライン

(平成 28 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 6 年 4 月 1 日

1. 基本理念

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるように、教学部門と事務部門、付置附属機関から成る学内関係部署（以下、「関係部署」と称す）及び外部関係機関が緊密な連携を図り、本ガイドラインに基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から就職まで、本学全体で総合的に支援を行います。

2. 支援対象

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の身体的障がい、または精神的・知的障がいにより、修学及び学生生活において、本人または保証人が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者としてします。なお、本人からの要請が困難な場合も、社会的障壁除去が必要なときは、適切な配慮提案のための建設的対話などに努めます。

3. 支援方針

障がいのある学生への支援は、原則として、本人または保証人からの要請に基づき行います。修学及び学生生活における障害を取り除くための支援ニーズを面談により把握し、合理的で、社会的な自立を促す支援内容を本人及び保証人との合意形成の基に決定します。また、定期的に面談を行い、支援の内容を見直し、適正な支援を目指します。

4. 障がいのある学生への共通支援

(1) 個別面談

学生課が窓口になり修学支援、学生生活での支援、進路支援などについて関係教職員を交え、個別面談を行い、支援内容を決定します。ただし、オープンキャンパスでの支援については広報センター、入学試験での支援については入試課を窓口とします。

(2) 学内設備の改善

学内のバリアフリー化に向け、可能な限り改善を図ります。

(3) 学部学科・授業担当教員への配慮事項の伝達等

障がいのある学生が授業時に必要とする配慮について、所属学部・学科及び授業担当教員へ事前に伝えます。また、検討が必要な場合は、学生、関係部署の両者と協議します。

(4) 学内各部署への配慮事項の伝達等

必要に応じて学内各部署へ配慮内容を伝え、本学全体で支援を行います。また、検討が必要な場合は、学生、関係部署の両者と協議します。

(5) 試験・成績評価について

公平に試験が受けられるように配慮を行い、成績評価については全学生同一基準で行

います。

(6) 定期面談

学生支援部が窓口になり定期的に面談を行い、適切な支援が行われているか確認し、改善を要する場合は関係部署と協議のうえ、改善に取り組みます。

5. 障がいのある学生への個別支援

(1) 個別支援

前掲の支援方針に基づき、障がいのある学生一人ひとりの要請に基づき、関係部署及び外部関係機関等と緊密に連携、協力して個別対応を行います。

(2) 個別支援の具体的事例

『障がいのある学生への修学支援ガイドブック』で別途定めます。

6. 障がいのある学生支援連絡協議会

障がいのある学生への支援向上に資するため、支援情報の共有と支援施策の協議機関「障がいのある学生支援連絡協議会」を置きます。

7. このガイドラインの改廃は、学生委員会で審議し、学長が決定します。

(補則)

8. 本学主催の行事への参加や事務手続等のために来学する本学学生以外の障がいのある人から支援の申し出があった場合も、内容に応じ関係部署で検討、対応します。

付 則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

付 則

このガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

付 則

このガイドラインは、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。